

ウスターソース類の日本農林規格における使用可能な添加物

ウスターソース類の日本農林規格（制定 昭和49年6月27日農林省告示第565号）

第3条 ウスターソースの規格 CODEX STAN 3.2 に適合する添加物

特 級	標 準
次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
1 甘味料 カンゾウ抽出物、 α -グルコシルトラン スフェラーゼ処理ステビア、酵素分解カ ンゾウ及びステビア抽出物	1 甘味料（特級の基準と同じ） 2 着色料（特級の基準と同じ） 3 増粘剤（特級の基準と同じ） 4 酸味料 アジピン酸、クエン酸、コハク酸、酢酸 ナトリウム、DL-酒石酸、L-酒石酸、 乳酸、氷酢酸（合成酢に限る）、 DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム のうち5種以下
2 着色料 カラメルⅠ、カラメルⅢ、カラメルⅣ、 トウガラシ色素、ニンジンカロテン及び パーム油カロテンのうち3種以下	5 調味料（特級の基準と同じ） 6 乳化剤 グリセリン脂肪酸エステル及びショ糖 脂肪酸エステル
3 増粘剤 アセチル化アジピン酸架橋デンプン、 アセチル化リン酸架橋デンプン、オクテ ニルコハク酸デンプンナトリウム、キサン タンガム、グァーガム、酸化デンプン、 タマリンドシードガム、ヒドロキシプロピ ル化リン酸架橋デンプン及びリン酸架橋 デンプン	7 香料 8 香辛料抽出物 9 アルコール(酒精)
4 調味料 L-アスパラギン酸ナトリウム、DL- アラニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、 5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸 三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン 酸ナトリウム、コハク酸一ナトリウム、 コハク酸二ナトリウム、フマル酸一ナトリ ウム、5'-リボヌクレオチドカルシウム 及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム のうち7種以下	
5 香料	
6 香辛料抽出物	
7 アルコール(酒精)	

第4条 中濃ソース及び濃厚ソースの規格 CODEX STAN 3.2 に適合する添加物

特 級	標 準
前条の規格の食品添加物の特級の基準と同じ。	前条の規格の食品添加物の標準の基準と同じ。

2026.8.1更新

※ 上記以外の添加物の使用を希望する場合は、一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会に申し出をする事。
申し出があった添加物に関しては、一般社団法人日本ソース工業会が農林水産省等と協議の上、適当と認め
られた場合は上記の表の改正を行う。